

(厚生労働委員会)

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの

件(閣承認第一号)(先議)要旨

本件は、厚生労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、千葉南公共職業安定所を設置することについて、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。